

平成 26 年 3 月
東京都港湾局

海上運送法の特例について

アジアヘッドクォーター特区における臨海副都心のMICE・観光拠点化への取組みを進めるため、別紙のとおり、羽田空港と臨海副都心 MICE 会場間の航路において、海上運送法第 21 条の 2 で禁止されている旅客不定期航路事業者による二地点間の乗合旅客の運送が可能となりましたので、お知らせします。

(参考法令等)

○海上運送法の特例

総合特別区域法（平成 23 年 6 月 29 日法律第 81 号） 第 19 条の 3

○国際戦略総合特別区域計画（アジアヘッドクォーター特区）

国の「総合特別区域推進本部」のHPをご参照ください。

問合せ先

港湾局港湾経営部経営課

水域管理担当 03-5320-5552

旅客不定期航路事業者による乗合片道運航について 【海上運送法の特例 アジアヘッドクォーター特区】

1 国際戦略総合特区「アジアヘッドクォーター特区」の概要

- 外国人のビジネス環境、生活環境を整備することにより、東京にグローバル企業のアジア統括拠点及び研究開発拠点を誘致することを目標とする。
- 誘致した外国企業と都内・国内企業とのコラボレーションの促進により、東京のみならず、日本全体へ経済効果を波及させる。東京がアジアの拠点として、日本全体の再生を牽引することを目指す。
- 臨海副都心地区は、アジアヘッドクォーター特区のエリアのひとつで、羽田空港との近接性を活かすことなどにより、MICE※・国際観光の一大拠点として発展を目指す。

2 海上運送法の特例について

目的: 臨海副都心のMICE・国際観光拠点化への取組を進めるため、羽田空港とMICE会場間の運送について、特例を設けることにより、MICE参加者の利便性向上を図る。

特例措置(国際会議等参加旅客不定期航路事業)

羽田空港～MICE会場間の航路において、MICE参加者等の運送につき、旅客不定期航路事業者による乗合片道運航を可能とする。

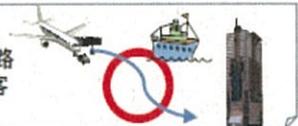
現行

不定期事業は、定期事業との競合の観点から、寄港地のない周遊航路等しか認められていない。



特例

空港～MICE会場等間の航路について、不定期の乗合旅客運送を可能とする。



<総合特別区域法(第19条の3)～海上運送法の特例～の概要>

国際会議等参加旅客不定期航路事業を定めた国際戦略総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を受けたときは、当該計画に記載されている航路において、海上運送法第21条の2で規定している旅客不定期航路事業者による二地点間の乗合旅客の運送が可能となる。

(ただし、その航路の起点、寄港地及び終点が当該国際戦略総合特別区域内にあり、当該旅客不定期航路事業者と一般旅客定期航路事業者との間に不当な競争を引き起こすこととなるおそれがないもの)

3 特例適用エリア(羽田空港・臨海副都心)

